

定年制「55~57歳」
任期制「20歳代」
での退職者のいずれかをチェックしてください
(※両方募集の場合は、2通作成してください)

「□」は該当箇所を「■」
を選択してください。

(注) 高齢者雇用安定法の改正により、平成16.12.1から、
募集及び採用にあたって、「止むを得ない理由により年齢制限」をする場合には
その個別具体的な理由を書面で提示するように義務付けられました。

(注) 平成29年度から、予備自衛官制度に
関する確認欄(最下欄)が設定されました。

■ 定年制
□ 任期制

求人
退職自衛官名古屋

【雇用形態】
・ 該当するものを必ずチェックしてください。
・ 正社員以外の場合は、具体的に記載してください。
記載例：契約社員、嘱託社員 等
注 当初に雇用契約に期間の定めがある場合は、
正社員(雇用期間の定めのない雇用)に登用
することが前提の試用期間等の場合でも「正社
員以外」に該当します。

【賃金形態】
・ 月給制：月額が決まられて支給
・ 日給制：日額を決めて、勤務日数に応じて支給
・ 時間給：時間額を決めて、勤務時間数に応じて支給
・ 年俸制：年額を決めて、各月に配分して支給
・ その他：週給制等

【職種】
・ 従事する仕事の具体的な内容を職種
名を記入してください。
・ 同一人物が、いろいろ仕事を兼ねる場
合は主たるものから記入してください。

受動喫煙対策について必ず明示してください。
5
2
7
5
4
0
0

紹介所専用整理欄		受入番号		受入年月日	産業分類番号	職業分類番号	受付欄整理欄		
B C D		8時30分から		① 7時00分~16時00分	雇用期間の定め 無		番号		
谷援護ホーム		8時30分まで		② 10時00分~#時00分	雇用期間の定め 有		機		
谷 一郎		※シフト制の場合 (この間の8時間)		③ 16時00分~#時00分	・期間: 12ヶ月間 又は 年 月 日まで		関		
0003		※変形労働時間制の場合 (単位等: 1ヶ月)		④ 時 分~ 時 分	・更新の有無		名		
ケ谷本塩町2-1				特記事項	■有(□条件有 ■原則更新) □無		地本		
03 (3211) 8000					・更新の条件		陸・海・空		
8301					・更新の上限: □有 ■無 (具体的な上限)		年月日		
					・雇用期間経過後に正社員(期間の定め無)への可能性		相		
					■有 □無				
職種 介護職		休日 □土曜 ■日曜 ■祝日 □会社カレンダーによる □その他()		年休日数 110日		時間			
職種・年齢等		週休2日制 □完全 □隔週 □月 回休 □無 ■その他(会社カレンダーによる)		年間所定労働時間		分			
雇用形態 □正社員 ■正社員以外(嘱託職員) 採用 通勤 1人		賃金形態 □年俸制 ■月給制 □日給制 □時間給制 □その他()							
□派遣・請負でない □有期雇用派遣 □無期雇用派遣 住込 人		賃金支払 賃金締切日 ■毎月 25日 □その他() 支払日 ■毎月 20日 □その他()							
□請負(他の事業所で就業する仕事の場合)		a 基本給<月額で表記> ※年俸制の場合の年間給与額							
役職名		300,000円~ 350,000円							
(労働施策総合推進法 施行規則第1条の3第1項に該当する場合は年齢制限がある場合の理由)		b 手当							
就業場 (雇入れ直後) □事業所に同じ。 同してない場合は住所を記入。		運転手当 15,000円~ 20,000円							
東京都新宿区和筆町1-1-1		手当 円~ 円							
(JR総武) 線 (飯田橋) 駅・バス停から徒歩で (10) 分		手当 円~ 円							
(転勤の可能性) □あり		a+b 350,000円~ 410,000円 ※固定残業代を超える時間外							
職務内容		住宅手当 20,000円~ 円							
屋内の受動喫煙対策 ■あり(□禁煙 ■喫煙室あり) □その他		手当 円~ 円							
(雇入れ直後) グループホーム(2ユニット、12名定員)にて入居者の生活支援及び介護サービスを提供して頂きます。(主な業務)		時間外手当(月平均 10 時間相当分)							
① 食事、入浴、		通勤手当 ■実費(最高 60,000円) □定額(円)							
② 介護記録の作成		昇給制度 ■有 □無 ベースアップ込みの前年度実績: 5,000円~							
③ 通所、買い物、行事などリクリ		賞与制度 ■有 □無 前年度実績: 年 2 回(月分又は							
④ (変更の範囲)		加入保険 ■雇用 ■労災 ■健康 ■厚生年金 □退職金共済 □財形							
仕事の内容		退職金制度 ■有(最低 25 年勤続) □無 通学 □可 ■否							
【試用期間】		定年制 ■有(60歳) □無 再雇用又は勤務延長 ■有(65歳) □無							
・ 試用期間がある場合は「有」をチェックし、その期間を記入してください。		住宅 単身者用 □有(□入居可 □不可) ■無 世帯用 □有(□入居可 □不可) ■無							
・ 試用期間中の労働条件を記載してください。		採用希望期限 2025年3月31日 指定のない場合の有効期間は3ヶ月間です。							
・ 労働条件が異なる場合は、具体的に記載してください。		採用を希望する者の自衛隊時の階級 □特になし ■あり(佐官から尉官)							
必須技能等		試用期間 □無 ■有(3ヶ月間) 労働条件: □同じ ■異なる(期間中は日給12,000円)							
自動車運転免許(A1限定可)		選考方法 ■面接 ■書類選考 ■筆記試験 □その他()							
学歴 不問		その他 特約保養施設あり							
主たる生産品目 老人福祉・介護事業		■退職自衛官の採用に関する確認事項(確認した場合は□を黒塗りして下さい。)							
従業員数 20人(うち女子12人) 資本金 3,000万円 労働組合 □有 ■無		○第1項~第4項、第6項 ■ ○第5項に該当(□する ■しない)							
全従業員数 65人		予備自衛官等希望者の採用(採用をご検討いただける場合は□を黒塗りして下さい。両方を選択いただくことも可能です。)							
事業所の概要 (年商額など最近の業績及び会社のPR) 前年度年商約2億円 都内に2か所事業所		■即応予備自衛官 ■予備自衛官							

「確認事項」を参照していただき、
チェックをお願いいたします。

工場・支店・営業所等あれば記入してください。

予備自衛官等希望者の採用をご検討いただける場合には、
チェックしてください。

【毎月の賃金(税込み)】
1 基本給(a) <月額で表記>
最低額と最高額をそれぞれ記入します。
日給制、時間給制の場合は平均の月額を記載し、その根拠を
を以下のとおり記事欄などに記載してください。
注 ・日給制の場合
給与の日額 × 月の平均出勤日数
・時間給制の場合
給与の時間給 × 1日の就業時間数 × 月の平均出勤日数
※ 日によって就業時間が異なる場合は
給与の時間給 × 月の平均就業時間数
2 定額的に支払われる手当(b)
3 個人の状態に応じて支払われる賃金
例、皆勤手当・精勤手当・宿直手当等

自衛隊退職時の階級について、特に希望がある
場合、その範囲を記入してください。

【その他】
昇進制度、将来性、福利厚生関係等を記入してください。
※ 備考欄に書ききれない場合は、記事欄使用可。

退職自衛官である求職者を紹介するに当たっては、求人企業の皆様から下記について同意等を得る必要があることから、これをご確認の上、確認事項欄にご記入をお願い致します。

なお、確認書の内容と事実と相違が確認された場合は、退職自衛官を紹介できない場合がございますので、あらかじめご承知おきください。

退職自衛官の採用に関する確認事項

求人不受理の対象となる場合と期間

1 企業名等の公表に関する確認

防衛大臣の就職の援助により、若年定年等隊員（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の2第2項第1号に規定する若年定年等隊員をいう。）を採用した場合には、自衛隊法第65条の13の規定に基づき、貴社名及び採用した当該隊員の貴社における役職・地位等について、防衛省令の定めるところにより公表されることについて同意すること。

2 公契約関係競売等妨害罪等に関する確認

- （1）貴社の役員等（取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、支配人、理事若しくは監事又はこれらの者であった者をいう。以下同じ。）が、過去2年以内に公契約関係競売等妨害罪（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する罪をいう。）又は贈賄罪（刑法第198条に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された（無罪の判決等がなされた場合を除く。以下同じ。）又は有罪の判決がなされた（刑の執行が終わった等の場合を除く。以下同じ。）ことがないこと。
- （2）貴社の役員等が過去2年以内に、収賄罪（刑法第197条から第197条の4に規定する罪をいう。）に当たる事件として、公訴が提起された又は有罪の判決がなされた公務員（公務員であった者を含む。）に対し、賄賂の供与若しくはその約束をしたことがないこと。

3 個人情報の取扱いに関する確認

一般財団法人自衛隊援護協会から提供された個人情報の取扱いについて、次に掲げる項目について遵守することに同意すること。

- （1）採用選考等に関わらない第三者への個人情報の開示、提供及び漏洩をしない。（個人情報：履歴書、職務経歴書等の個人を特定できる情報）
- （2）選考不採用、又は採用入社に至らなかった応募者の個人情報は、第三者に漏洩しないよう、速やかにデータを削除し、書類はシュレッダー等にて破棄あるいは返却する。
- （3）利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

4 反社会的勢力の排除に関する確認

- （1）貴社（主要な出資者、役員、及びそれに準ずる者を含む。以下同じ）が暴力団、暴力団員・準構成員、暴力団関係企業、特殊知能暴力集団の関係者その他公益に反する行為をなす者（以下「反社会的勢力」という。）でないこと、過去5年間もそうでなかったこと及び反社会的勢力と資金提供、便宜供与その他のいかなる関係も有しないことを表明し、かつ将来にわたっても反社会的勢力とのいかなる関係も有しないこと。
- （2）自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為、及びその他これらに準ずる行為を行わないこと。

5 一定の労働関係法令違反に関する申告

職業安定法第5条の5第3号に規定する求人不受理の対象（一定の労働関係法令に関し、法律に基づく処分等が講じられ一定期間が経過していない）に該当しているか否かの申告（対象となる規定等は裏面をご覧ください。）

6 その他の確認

確認した内容に変動があった場合は、速やかに通知することに同意すること。

対象となる規定	講じられた措置等	求人不受理期間
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	1年間に2回以上、同一の対象条項違反により是正指導を受けた場合	法違反の是正後6か月経過するまで
労働基準法及び最低賃金法に関する規定	対象条項違反により送検され、公表された場合	送検された日から1年経過するまで
職業安定法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法に関する規定	対象条項に違反し、法違反の是正を求める勧告に従わず、公表された場合	法違反の是正後6か月経過するまで

職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法規定等、詳しくは求人不受理について（厚生労働省）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>

